

公 告

(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構筑波センター（JICA 筑波）が、2021 年度から 2022 年度まで毎年度 1 回（計 2 回）実施する予定の案件に関し、別紙のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本件公告に関する問い合わせは、JICA 筑波 研修業務課（電話：029-838-1744、担当：西岡 美紀）宛にお願いします。

2021 年 12 月 8 日

独立行政法人国際協力機構
筑波センター 契約担当役
所長 渡邊 健

2021-2022 年度課題別研修「稲作技術向上(普及員)(B)」の
業務委託契約に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構 筑波センター（以下「JICA 筑波」という。）は以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた、稲作技術の普及に携わる技術普及機関、農業研究機関、大学等において、普及員として従事する者に対し、所定の案件目標を達成するべく、水稻栽培技術、栽培試験手法、普及技術、普及計画立案・実施に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人海外農業開発協会（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、同じ期間に実施予定の2021年度 課題別研修「稲作技術向上(普及員)(A)」を受託しており、右記Aコース、及び本研修コース（Bコース）ともにJICA筑波の農業研修施設・圃場等を活用して研修を実施する予定です。両コースを同一の受託者とし、両コース間の連携を図り、栽培実験の一部を共通化することにより、各研修参加国の実情・課題に適応した個別実験を増やすことが可能となり、研修効果増が期待できます。また、JICA筑波の圃場を使った研修実施の経験を有する特定者は、圃場を効果的に活用した研修運営を適切に実施し得る要件を備えています。

さらに、特定者は、過去連続して途上国を対象とした農業・農村開発に関するJICA筑波所管の研修事業受注実績を有しています。特に、稲作技術に関し、研修事業受注および本研修対象地域への専門家派遣の実績があり、2009-2014年度 課題別研修「アフリカ地域小規模水稻・普及」及び課題別研修「稲作技術向上(普及員)」を2015年度から6年に渡り受託しています。したがって、特定者は、当該分野での知見を有し、本コースの趣旨や目的、内容、講師や視察先等の関係者を熟知するとともに、稲作栽培及び普及手法に必要な講師を招請することが可能です。

上記のことから、特定者は以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2021-2022 年度課題別研修「稲作技術向上(普及員)(B)」に係る研修委託業務
- (2) 業務の目的：課題別研修「稲作技術向上(普及員)(B)」の実施
- (3) 業務実施期間：2021 年度から 2022 年度まで毎年度 1 回（計 2 回）（予定）
2021 年度コースの期間は次のとおりです。なお 2022 年度以降のコース期間については後日決定します。
 - 1) 事前プログラム期間：2022 年 2 月上旬～2022 年 3 月 13 日（日）

2) 本邦プログラム期間：2022年3月14日（月）～2022年11月11日（金）

2021年度は、本邦での研修実施に向けて調整中であり、その可否を2022年2月頃に判断します。本邦での研修実施が可能となった場合でも、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による渡航制限の状況次第では、遠隔で研修を開始し、来日が可能となった研修員から順次、本邦研修を開始することとします。2022年度については情勢を確認し、来日を前提としつつ適切な研修方法（遠隔研修、本邦研修、遠隔・本邦併用研修）を協議の上決定します。

プロポーザル及び見積書は、本邦での研修実施を前提として作成ください。加えて、遠隔で研修を開始し来日が可能となった研修員から順次本邦研修を開始、又は遠隔のみで研修を完結することが必要となった場合のたまかな方針についても提案願います。

遠隔で研修を開始することとなった場合には、遠隔教材の制作に係る期間を考慮し、2022年3月14日の技術研修開始を必須とせず、業務の実施を希望する法人等（以下、「法人等」）と協議の上、研修実施期間を調整します

- (4) 2021年度 業務の実施方針及び留意事項：研修委託業務概要（別添）のとおり
- (5) 2021年度 業務内容：研修委託業務概要（別添）のとおり
- (6) 2021年度 履行期間（予定）：2022年2月21日～2022年12月23日
（事前準備・事後整理期間を含みます。）

2 応募要件

(1) 基本的要件：

- ① 公示日において、令和01・02・03年度または平成31・32・33年度全庁統一資格を有し、「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の認定等級（格付）に格付けされている者であること。
- ② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。
具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
 - ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将

来においても該当することはないことを誓約する者。
競争から反社会的勢力を排除するため、様式 1「参加意思確認書」を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、様式 2「誓約書」の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等（実施団体が個人である場合にはその者を、実施団体が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなったときから5年を経過していない者を含む）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

ウ. 提出者又はその役員等が自己、当団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

エ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している。

オ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

カ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

キ. その他提出者が、東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2） その他の要件：

① 技術力に関する要件

本研修実施に十分な技術力を有すること。（A4 サイズ、1～2 枚程度の本コース実施プログラム案を添付のこと）

② 業務執行体制に関する要件

ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

③ 本研修委託業務契約は、2021 年度～2022 年度までに実施する計 2 回の研修コース全体を対象とします。しかしながら契約書については、2 回に分割して締結し、毎年 2 月頃から 12 月頃までを契約履行期間とする。なお、各契約書における契約金額等の条件は同一のものとしますが、消費

税の増税や研修内容の変更等が必要となった場合は、発注者・受注者で契約条件の変更について協議します。

3. 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、参加の意思及び上記2. に掲げる応募要件を満たすことを証明するため、次に従い、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

* 提出書類について：各種フォーマットは下記（参考）にある URL から入手ください。

(1) 全省庁統一資格者である者

① 参加意思確認書（様式1）

② 競争参加資格確認申請書

注：フォーマットの「本部契約担当役 理事」を「JICA 筑波センター契約担当役 所長」とし、「(国契-〇〇-〇〇〇)」は削除ください。

③ 全省庁統一資格審査結果通知書（写）

④ 誓約書（様式2）

(参考)・国際協力機構ホームページ <https://www.jica.go.jp/index.html>

・競争参加資格確認申請書

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

4 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2021年12月22日(水)午後4時まで
	提出場所	〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6 (独)国際協力機構 筑波センター 研修業務課 電話 029-838-1744 ファクシミリ 029-838-1119 担当：西岡 美紀
	提出書類	上記3. 競争参加資格の確認等 参照
	提出方法	電子メール又は持参又は郵送(書留としてください。)
(2) 審査結果の通知	通知日	2021年12月24日(金)
	通知方法	電子メール
(3) 応募要件無しの理由請求	請求期限	2021年12月27日(月)午後4時まで
	請求場所	上記(1) 提出場所と同じ
	請求方法	電子メール又は持参又は郵送(書留としてください。)
	回答予定日	2022年1月7日(金)
	回答方法	電子メール

5 その他

(1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。

- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記4(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 各書類について、電子メールでの提出も認めます。メール提出の場合は、下記の両方のメールアドレスへ提出期限最終日午後4時までに必着で送信して下さい。

メールタイトルは【XXX(各書類名)の提出(社名●●)】2021-2022年度課題別研修「稲作技術向上(普及員)(B)」コース研修委託業務として下さい。
宛先電子メールアドレス: tbicthp@jica.go.jp / *****.*****@jica.go.jp

◆研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

◇研修委託契約における契約関連書類の押印等の取扱いについて

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_01.pdf

◇別添 押印を省略する場合の様式例

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_02.pdf

※) 機構のシステムでは受信できるメールの容量には制限がありますので1回あたりのメールの容量が4メガバイト以下になるよう、PDFデータを分割するなど調整をお願いいたします。また、圧縮ソフトを用いると機構のセキュリティシステムによりメールが排除されてしまいますのでご注意ください。

担当部課：独立行政法人国際協力機構 筑波センター 研修業務課
電話 029-838-1744
西岡 美紀 (Miki.Nishioka2@jica.go.jp)

以上

2021 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
筑波センター契約担当役
所長 渡邊 健 様

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名) 印

2021-2022 年度課題別研修「稲作技術向上(普及員)(B)」に係る参加意思確認公募について、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 法人概要

※法人概要について記載（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付してください。）

2 応募要件

(1) 基本的要件：

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載してください。記載しきれない場合は別紙添付でも可。

※「3. 競争参加資格の確認等 * 提出書類について」を参照し必要書類を添付してください。

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

以上

提出日： 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
筑波センター
契約担当役 殿

2021-2022 年度課題別研修「稲作技術向上(普及員)(B)」コースの実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所
法 人 名
法 人 番 号
役 職 名
代 表 者 氏 名

役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者又は役員等（実施団体が個人である場合にはその者を、実施団体が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなったときから5年を経過していない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- ウ. 競争参加者又はその役員等が自己、競争参加者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- エ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している。
- オ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- カ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- キ. その他競争参加者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体

制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以上

2021-2022 年度課題別研修「稲作技術向上(普及員)(B)」コース研修委託業務概要

1. コース概要

(1) 研修コース名：課題別研修「稲作技術向上(普及員)(B)」コース

(2) 本邦研修期間：(2021 年度) 2022 年 3 月 14 日(月)～ 2022 年 11 月 11 日(金)

(3) 研修の背景：

多くの開発途上国において、農業セクターは、GDP に占める割合は逡減しているものの、総労働人口の過半を占める農業就労人口を抱えており、依然として主要な産業である。

コメは多くの開発途上国で栽培・消費されている主要穀物の一つであり、近年は人口増加や都市化に伴う食の簡便化を背景に、特にサブサハラアフリカを中心に消費量が急増している。これを受け、アフリカの多くの国でコメの輸入依存率が高まっており、コメの生産拡大を食料安全保障上喫緊の課題と掲げる国も多い。また、コメを主食としない国においても、コメは重要な換金作物の一つであり、農家の所得向上をめざす上でもコメの増産は重要といえる。

コメの生産拡大に向けて、生産面積は拡大しているものの、依然として生産性は低く、加えて病虫害の発生や近年は異常高温や干ばつ等の気候変動の影響により、生産が不安定な状況である。農家レベルでの生産性向上に向けては、適正技術の効果的・効率的な普及が肝要であるが、多くの国では普及組織が人的、資金的に脆弱であり、且つ普及員の能力が低く農家のニーズに対応しきれていない。

このような状況から、開発途上国のコメの生産拡大、特に生産性の向上に向けては、各国特有の栽培環境に応じた栽培技術の改善、普及員の能力向上が肝要である。具体的には、①稲作に関する知識・技術の向上、②農家圃場レベルのニーズに即した基礎的実証試験、③普及体制の整備拡充、④農民への普及方法の改善、が必要である。

上記を踏まえ、保有する農業研修施設・圃場等を活用した稲作分野の研修コースを 1961 年以来 50 年余にわたって実施している JICA 筑波は、同分野の人材育成のノウハウを活用し、開発途上国の稲作における課題解決に資することを目的として本コースを実施する。

(4) 使用言語：

フランス語

通訳が必要な場合には、JICA が配置する研修監理員がこれを行う。

(5) 定員(予定)：

12 名(応募状況・選考過程により増減あり。2021 年度は最大 12 名を予定。)

(6) 割当国(2021 年度予定)：

カメルーン、コートジボワール、ギニア、ギニアビザウ、ニジェール(5 か国)

(7) 対象組織：

稲作技術の普及に関わる技術普及機関、農業研究機関、大学等

(8) 研修員資格要件：

- 1) 自国の政府から所定の手続きに従って推薦を受けること。
- 2) 研修に耐え得る健康を有すること。
- 3) 研修で使用する言語につき十分な語学力（読み、書き、会話）を有すること
- 4) 稲作の普及機関、試験研究機関、NGO、教育機関等で技術普及活動（稲作普及計画策定・実施および稲作技術普及活動立案・実施）に従事しており、稲作経験が3年以上の者。
- 5) 28歳以上40歳未満であることが望ましい。
- 6) 大学卒業または同等の資格・経験を有すること。
- 7) 基本的なPCスキル(Microsoft Word、Excel、Power Point)を有する者。
- 8) PCやインターネットアクセスを含む遠隔研修の受講環境を整えられること。
- 9) JICAプロジェクトへの参画経験(または参画予定)があれば望ましい。

(9) 上位目標：

対象農村地域において、習得した稲作技術及び農民への技術普及手法を用いた業務改善計画の実施を通して、所属組織の能力が強化されるとともに、対象農村地域のニーズに対応可能な稲作技術が普及し、米の収量が増加する。

(10) 案件目標：

研修員の稲作技術・普及に関する能力および栽培実験を通じた実証に基づく知識が向上し、対象農村地域のニーズに即した業務改善計画が作成される。

(11) 単元目標：

- 1) 対象農村地域の稲作技術をより向上させるための課題及び普及体制・手法の課題が抽出される。
- 2) 研修員が基礎的な稲作の知識と技術(栽培技術、天水低湿地の利用、収穫後処理技術、基本的な試験手法を含む)を習得する。
- 3) 研修員が稲作技術の普及計画立案や実施に必要な関連知識(PCM手法、農村調査法等)を習得する。
- 4) 研修員が論理的な栽培技術普及を行うための栽培試験の計画と実施の方法を習得する。
- 5) 上記1)～4)を踏まえて対象農村地域のニーズに即した業務改善計画書が作成される。

(12) 研修プログラム内容

本コースは、事前、本邦の2つのプログラムから構成される。

各プログラムの主要研修内容は以下のとおり。

1) 事前プログラム (2022年1月下旬～2022年3月中旬)

研修員が、対象農村地域における稲作技術の課題、普及体制・手法の課題を抽出したインセプションレポートを作成する。

2) 本邦プログラム (2022年3月14日～2022年11月11日)

- ① インセプションレポートの発表と討議を通じて、自国の課題について理解を深める。
- ② 以下に関する講義、討議、演習を通じて、基本的な稲作技術(水稻中心)、普及手法、栽培実験手法に関する知識・技術を習得する。また、上記①で整理された課題を解決するための具体的な方策を検討し、その実施に向けた具体的活動を取りまとめた業務改善計画案を作成する。

講義、討議、演習、視察の詳細内容は、以下のとおり。

- (ア) 現状分析：事前プログラムにおいて作成したインセプションレポートの分析、発表及び討議（各国の状況の比較等）
- (イ) 稲作技術の習得：水稻栽培実習、日本の農業と稲作、稲の生態、土壌管理・栄養生理、稲育種・遺伝、雑草防除、病虫害、収穫後処理、水管理、農機の運転操作と安全管理等
- (ウ) 普及手法と普及計画立案・実施に必要な関連知識の習得：普及計画の立案日本の農業普及事業の変遷と現状、普及手法、農業経済、PCM手法、農村調査法（含：農家実習/営農調査）、普及員の役割、各国の実情に即した普及手法
- (エ) 栽培試験手法：栽培試験計画の立案、生育調査手法、生育調査手法、収量調査法、統計分析、試験結果の纏め方等
- (オ) 業務改善計画の作成：自国で実施可能な稲作試験計画/技術普及計画案の作成、発表及び討議

3) 本邦研修付帯プログラム（JICA 側が主に実施するプログラム）

- ① 集合ブリーフィング
来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。
- ② ジェネラルオリエンテーション（日本文化理解）
日本の歴史や社会について概要を紹介し、研修員の日本文化理解を促進する。
- ③ プログラムオリエンテーション
技術研修の開始に際し、JICA 事業の中の研修事業、コースの目的・日程・内容及び方法等につき、説明の上、周知徹底を図り、併せて研修員の要望等を徴取する。
- ④ 評価会
研修の終了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。
- ⑤ 閉講式
研修を修了した研修員に対し、JICA より修了証書を授与する式を行う。式においては、通常 JICA 筑波代表、受託機関代表、研修員代表からスピーチを行う。

(13) 研修実施方法

2021年度は、本邦での研修実施に向けて調整中であり、その可否を2022年2月頃に判断します。本邦での研修実施が可能となった場合でも、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による渡航制限の状況次第では、遠隔で研修を開始し、来日が可能となった研修員から順次、本邦研修を開始することとします。

1) 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるように工夫する。また、JICAの有する技術協力コンテンツ等の研修教材を積極的に活用しながら講義を進める。

2) 演習

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つ内容とする。

3) 見学・現地研修

講義で得られた知見をもとに、関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。

4) 討議

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。そのために、活発な議論を導くことができるよう工夫する。

本邦での学びについて理解を深め、また研修員の経験を共有して教訓を得るため、日本側関係者及び参加研修員間活発な議論を導くよう努める。

① インセプションレポート

対象農村地域における稲作技術の課題、普及体制・手法の課題、研修員の所属する組織・自らの業務内容および業務遂行にあたっての課題について研修員自らが来日前に分析・記述したもの。本レポートの作成を通して、本邦研修への動機付け・問題意識の明確化を目指す。

② テクニカルレポート

インセプションレポートにおいて抽出された課題解決のために、実験・実習を通じて習得したこと、明らかになったこと及び試験結果等を取りまとめたもの。帰国後、関係者との研修成果の共有や活動実施の際に活用できるものを作成する。

③ 業務改善計画書

テクニカルレポートを踏まえ、研修全体を通して習得した知識・技術を、インセプションレポートで抽出された課題解決に向けて、本邦研修終了後自国で実践するため活動計画となるもの。最終的には、所属先もしくは関係組織において共有・検討後、承認され、計画書に基づいた活動が実施されることが期待される。コンサルタント等は業務改善計画書に含めるべき項目、構成、内容等について提案すること。

また、遠隔研修の実施にあたっては、主として下記①②の手法を効果的に組み合わせ実施する。また、オンラインでの質問票や小テスト、学習内容レポート等、進捗管理や知見の共有をする方策も取り入れ、具体的手法をプロポーザルにて提案すること。

① Web Based Training（以下「WBT」）

基礎的な理論や知識について、テキスト・レジュメ、視聴覚教材等の教材を準備の上、オンライン上にて研修員に共有し、各研修員が自国で自己学習を行う手法。

教材については研修参加国のインターネット通信状況が万全でないことも念頭に置き、研修員が自己学習しやすい教材とし、またその作成方法について、プロポーザルにて提案すること。あわせて自己学習の進捗管理方法についても提案すること。

なお、研修員へ教材を共有するためのプラットフォームはGoogle Classroom、YouTube、JICA-VAN等を想定しているが、別のツールを利用する場合にはプロポーザルにて提案すること。また、提案に際しては、セキュリティや安定性、研修参加国の通信状況を勘案し、適切なツールを選択の上、別途遠隔研修プラットフォーム費用のみを記載した遠隔研修プラットフォーム見積書を作成し、提案書の添付資料とすること。ただし、別のツールを利用する場合には、JICA情報システム室への申請及び承認が必要となり、その手続きに1～2ヵ月程度を要する可能性があることに留意すること。

② Webinar

オンライン会議ツールを活用し、WBTでの学習内容を補完したり、特定のテーマを講演するオンラインセミナーを実施したりする。Webinarでは双方向のやり取りが可能となるため、WBTで実施困難な意見交換や質疑応答の時間を十分にとる。

遠隔研修においては、研修参加国のインターネット通信状況が万全でないことを念頭に置き、Webinarの実施回数や時間について、研修員が参加しやすい設計とし、プロポーザルにて提案すること。併せて研修参加国間の時差への対応方法についても提案すること。

なお、WebinarツールとしてZoomを想定しているが、別のツールを利用する場合にはプロポーザルにて提案すること。また、提案に際しては、セキュリティや安定性、研修参加国の通信状況を勘案し、適切なツールを選択の上、の上、別途オンライン会議ツール費用のみを記載したオンライン会議ツール見積書を作成し、提案書の添付資料とすること。ただし、別のツールを利用する場合には、JICA情報システム部への申請及び承認が必要となり、その手続きに1～2ヵ月程度を要する可能性があることに留意すること。

2. 業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する事項

- 1) 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- 2) 研修実施に必要な経費の見積もりおよび経費処理
- 3) 研修員選考会への出席（可能および必要な場合）
- 4) JICA 筑波その他関係機関との連絡・調整
- 5) 研修監理員との調整・確認
- 6) コースに係る情報提供、実施方法等に係る協議への出席

- 7) コースオリエンテーションの実施
- 8) 研修の実施・運営管理とモニタリング（遠隔研修の場合はウェブまたはメールアドレスを想定）
- 9) 研修員の技術レベルの把握（遠隔研修の場合はウェブまたはメールアドレスを想定）
- 10) 各種発表会の実施（研修員が作成した発表資料データの取り付け・管理と配布資料の印刷等を含む）
- 11) 研修員作成の各種レポートの分析・評価、研修員の知識・経験レベルの把握（個別面接の実施等）
- 12) 研修員からの技術的質問への回答
- 13) 単元目標・案件目標の達成度確認
- 14) 評価会への出席、実施補佐、議事録の作成
- 15) 開・閉講式への出席、実施補佐
- 16) 反省会資料の作成、及び反省会への出席と議事録の作成
- 17) 講義、演習、見学・現地研修の評価・分析
- 18) 研修員への生活情報提供及び生活に係る助言・支援（遠隔研修の場合は実施しない）
- 19) 問題発生時の対応および JICA その他関係機関への連絡と調整
- 20) JICA 筑波内の稲作分野関連視察・機材の適切な維持・管理（関連コースを受託する機関に所属する業務総括者との協力）
- 21) 関連コース間の講義、演習・実験・実習等における人的な相互交流の調整・実施
- 22) 稲作セクション会議（構成メンバーに、JICA 職員、他の稲作関連コース担当の業務総括者及び研修指導者、圃場管理業務を受託したものを含む）への出席
- 23) 研修コースで使用したテキスト、レポート、実験・実習マニュアルの JICA 筑波への提出（原本及びデータ）
- 24) インターンシップ実習生、国際協理解講講座受講者などの受入れ及び実習指導
- 25) 一般来訪者の施設見学等、市民参加協力事業に関連した業務への協力
- 26) JICA 筑波が実施する農業関連行事への協力（主に土日に実施）

(2) 講義、演習、討議の実施に関する事項

- 1) 講師・実習先の選定・確保
- 2) 講師への講義依頼文書等の発出
- 3) 圃場利用計画および圃場整備作業計画の策定
- 4) 講義室及び使用資機材の確認・手配
- 5) 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認、アップロード（遠隔研修の場合）
- 6) 講義動画の録画及び編集、ポータルサイト等へのアップロード（遠隔研修の場合）
- 7) インターネットを活用した双方向型のコミュニケーション方法の検討、研修員への周知、補助（遠隔研修の場合）
- 8) インターネット上のコミュニケーションツールを活用したワークショップ、

演習等の検討、実施（遠隔研修の場合）

- 9) 教材の複製や翻訳、研修動画の作成等二次的著作物についての適法利用の確認
- 10) 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認および著作物利用承諾書取り付け
- 11) 研修員からの著作物の利用条件同意書の取り付け
- 12) 講義等実施時の講師への対応
- 13) 講師謝金の支払い
- 14) 講師への旅費及び交通費の支払い
- 15) 講師（ないし所属先）への礼状の作成・送付

(3) 見学（研修旅行）の実施に関する事項

- 1) 見学・現地研修計画の策定
- 2) 見学先の選定・確保と見学依頼文書あるいは同行依頼文書の作成・送付
- 3) 見学先への引率（遠隔研修の場合はなし）
- 4) 見学謝金等の支払い
- 5) 見学先への礼状の作成と送付

以下は、上記（1）～（3）に加えて行う業務

(4) 事前準備/事前プログラムに関する事項

- 1) 日程・研修カリキュラムについて JICA 筑波との調整・確認
- 2) 実験、実習、演習に必要な教材・園場の準備
- 3) インセプションレポート内容の分析及び同レポート精度向上のための来日予定研修員への追加情報提供・追記依頼及び調整

(5) 事後整理に関する事項

- 1) JICA 筑波、他関係機関との連絡・調整
- 2) 研修実施結果の評価・分析と改善策の検討
- 3) 反省会の準備、出席、実施補佐、議事録の作成
- 4) 業務完了報告書（教材の著作権処理結果含む）及び経費精算報告書の作成

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、各一部ずつ、以下のとおり提出する。

対象履行期間	提出書類	提出期限
2021 年度 2022 年 2 月 21 日 ～2022 年 3 月 31 日	経費精算報告書	2022 年 3 月 31 日
2022 年度 2022 年 4 月 1 日 ～2022 年 12 月 23 日	経費進捗報告書	2022 年度第 1 四半期終了後できるだけ速やかに提出

	業務完了報告書(教材の著作権処理結果を含む) 経費精算報告書	2022年12月9日
--	-----------------------------------	------------

4. その他

- (1) JICA 筑波は、研修実施の運営にかかる通訳等の支援業務、ならびに教材・テキストの翻訳・製本、或いは研修員等の研修旅行の手配については、原則、機構或いは機構が指定する業者を通じて別途行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託者は必要に応じ、これら関連する団体等との調整を行うものとする。
- (2) 映像教材の作成は受託者（再委託可）とする。その費用は見積りに含めること。再委託の場合は遠隔研修経費に積算し、業務従事者が行う場合は業務人件費に積算すること。他方、映像教材の作成は JICA 筑波が指定する業者を通じて別途行うことも可能である。その場合の動画教材作成費用は見積計上不要とし、法人等は JICA 筑波が指定する業者との調整を行うものとする。
- (3) 本業務概要は予定段階のものであり、詳細について変更される可能性がある。
- (4) 本業務は 2021 年度～2022 年度までに実施する計 2 回の研修コース全体を対象とする。ただし、契約は年度毎に締結するものとし、2022 年度契約については、発注者・受注者で契約条件等につき協議のうえ、締結する。
- (5) 実習、個別実験の実施においては、JICA 筑波以外の圃場（茨城県つくば市内、車で 30 分程度）を利用する可能性が高いため、これらの移動時間も踏まえた研修実施計画を検討することとする。

以上